

岩見沢市地域福祉計画策定 10 力条

第 1 条 「岩見沢市民のために」という視点を忘れない

第 2 条 岩見沢市民が誇りを持てるような内容とする

第 3 条 岩見沢市民の 1 人 1 人に訴えかける内容とする

第 4 条 「岩見沢市ならでは」の先駆的な内容とする

第 5 条 具体的でわかりやすい内容とする

第 6 条 常に完成形をイメージしておく

第 7 条 岩見沢市民が積極的かつ継続的に地域福祉の推進に
参加していけるような仕組みを構築する

第 8 条 庁内及び各団体等との関係において、策定以降も
関係部署及び団体が継続的な連携を保って地域福祉
を推進していけるような仕組みを構築する

第 9 条 策定したらそれで終わりではなく、地域福祉の推進
のための事業の実施、評価、改善を適切に行うといっ
た仕組みを構築する

第 10 条 計画の策定及び地域福祉の推進について妨げられる
ようなことがあっても、それをチャンスとして捉える